

韓国知的財産ニュース 2023 年 5 月後期

(No. 487)

発行年月日：2023 年 6 月 1 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【立法予告】「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案（特許庁公告第 2023-145 号）
- 1-2 【法案提出】弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2122049）
- 1-3 【代案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2122087）
- 1-4 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2122331）
- 1-5 【国会通過】デザイン保護法の一部改正案、国会本会議を通過

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、産業財産権関連人工知能「チャットボット相談」サービスを改善する
- 2-2 韓国特許庁、アジアの特許庁長と知的財産の未来を話し合う
- 2-3 新任の特許審判院長にパク・ジョンジュ主席審判長を任命
- 2-4 「国民安全発明チャレンジ」のアイデアを受け付ける
- 2-5 韓国特許庁、IP スタートアップの日の創業投資ネットワークを開催
- 2-6 韓国特許庁、海外技術流出の国際共助捜査体系を構築する
- 2-7 韓国特許庁、IP-R&D 戦略支援事業の優秀企業との現場懇談会を開催する
- 2-8 「特許情報検索および電子出願教育」への申し込みを受け付ける

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、新規協力課題として「メタバースにおける商標」を提案

その他一般

- 5-1 自動運転の精密地図、特許出願伸び率で韓国が世界2位

法律、制度関連

1-1 【立法予告】「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案（特許庁公告第2023-145号）

電子官報（2023.5.16.）

特許庁公告第2023-145号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2023年5月16日

特許庁長

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

効率的に組織及び人員を運営するために、特許庁の産業財産データ管理課長、産業財産国際出願課長、通信審査課長及び特許審判院の高位公務員団に属する一般職公務員として補っている審判長3名中1名を開放型職位から解除し、特許庁の下部組織の分掌事務の一部を整備しようとするものである。

2. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2023年5月26日までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（受信：イノベーション行政担当官）に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）

ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟、特許庁イノベーション行政担

当官室（〒35208）

電子郵便：stone123@korea.kr

Fax：042-472-3504

3. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト（<https://www.kipo.go.kr>）の「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」を参照するか、特許庁イノベーション行政担当官室（電話042-481-5054）にお問い合わせください。

1 - 2 【法案提出】 弁理士法の一部改正法律案（議案番号：2122049）

議案情報システム（2023.5.17.）

議案番号：2122049

提案日：2023年5月16日

提案者：ノ・ウンネ議員（共に民主党）外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、特許行政事務に従事していた経歴が一定期間以上である公務員が弁理士資格試験を受ける場合、第1次試験の免除又は第1次試験と第2次試験の一部科目を免除するようになっている。

このような公務員に対する国家専門資格試験の試験科目免除は、公務員受験生と一般受験生間の自由競争及び公平性を阻害し、制度的不公正性による摩擦を起こすおそれがあるだけでなく、公務員への過度な優遇という指摘がある。

そのため、弁理士資格試験において公務員受験生に対する試験科目の一部免除制度を廃止することで、弁理士資格試験の公正性を確保しようとするものである（第4条の3第1項・第2項及び第16条第1項第3号削除）。

法律第 号

弁理士法の一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項及び第2項をそれぞれ削除する。

第16条第1項第3号を削除する。

附 則

第1条（施行日） この法律は、2024年1月1日から施行する。

第2条（弁理士試験の一部免除に関する経過措置） 2023年12月31日以前に従前の第4条の3第1項及び第2項の規定により試験科目の一部免除要件を満たしている公務員に対しては、第4条の3第1項及び第2項の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従って試験科目の一部が免除されるものとみなす。

1-3 【代案提出】 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2122087）

議案情報システム（2023.5.17.）

議案番号：2122087

提案日：2023年5月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

代案提案の経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査の経過
デザイン保護法の一部改正法律案	2118831	ハン・ムギョン 議員	2022.12.9	－第403回国会（臨時会）第2次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023.2.10.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付
	2118974	キム・フエジェ 議員	2022.12.16	－第403回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2023.2.20.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）

- イ. 第403回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2023.2.20.）で上記2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにする。
- ロ. 第403回国会（臨時会）第4次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2023.2.21.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、2件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決する。

代案提案の理由

企業は、製品の発売後、デザインを一部改良又は変形させて後続製品を開発・販売しているが、関連デザインでデザイン登録出願ができる期間が基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内に制限されており、デザイン登録による後続デザインの保護に限界がある。

また、デザイン出願の優先権を主張するための方法や手続き等が主要国に比べ制限されているため、デザイン権者の権利保護に困難があり、出願したデザインに対する新規性喪失の例外を主張できる場合が限定的に規定されていることから、権利範囲確認審判や侵害・無効訴訟等の紛争において権利者にとって不利に作用している。

そのため、関連デザイン登録出願期間を3年以内に拡大することで、企業のデザイン経営を後押しし、競争力のあるデザインの保護を強化するとともに、デザイン出願の優先権を主張するための要件を国際規範に合致させ、新規性喪失の例外を主張できる手続的制限をなくす一方、現行制度の運営上表れた一部の不備を改善・補完することにより、デザイン権者への権利保護を強化しようとするものである。

代案の主要内容

- イ. 関連デザインのデザイン登録出願期間を基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内から3年以内に拡大し、関連デザインの登録要件を明確に規定する（案第35条）。
- ロ. デザイン登録の要件と関連し、新規性喪失の例外に対する主張及び書類提出の時期を規定している手続的条項を削除する（第36条第2項削除）。
- ハ. 共同創作者のほかにデザイン登録が受けられる権利を共有するようになった承継人も共同でデザイン登録出願ができるよう、関連条文を整備する（案第39条）。
- ニ. 条約によるデザイン登録出願と関連し、優先権を主張した者が正当な理由により期間内に書類又は書面を提出できない場合、その提出期間を2か月延長する（案第51条第5項新設）。
- ホ. 優先権を主張した者は、デザイン登録出願日から3か月以内に当該優先権主張の補正又は追加をすることができる（案第51条の2新設）。
- ヘ. 優先権を主張しようとする者が正当な理由により期間内に優先権を主張できない場合、その期間を追加で2か月付与する（案第51条の3新設）。
- ト. 職権補正の範囲を超えるか、明らかに間違っていない事項を職権補正した場合に対する無効みなし規定を新設する（案第66条第6項）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「1年」を「3年」に改め、同項にただし書を次のように新設し、同条に第4項を次のように新設する。

ただし、当該関連デザインのデザイン権を設定登録する時に基本デザインのデザイン権が設定登録されていないか、基本デザインのデザイン権が取り消し、放棄又は無効審決等により消滅している場合は、この限りでない。

④第1項により基本デザインにのみ類似している2以上の関連デザイン登録出願がある場合に、これらのデザインの間には第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項の規定は適用しない。

第36条第2項を削除する。

第39条中「第3条第2項によるデザイン登録」を「デザイン登録」に改める。

第48条第4項第1号中「デザイン登録可否決定」を「第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定（以下『デザイン登録可否決定』という。）」に改める。

第50条第2項ただし書中「第36条第2項第1号又は第51条第3項」を「第51条第3項」に改め、同条第4項中「第51条」をそれぞれ「第51条、第51条の2又は第51条の3」とし、同条第5項中「第51条」を「第51条、第51条の2又は第51条の3」に改める。

第51条第5項を第6項とし、同条に第5項を次のように新設し、同条第6項（従前の第5項）中「第4項の期間内に同項に規定されている書類を」を「第4項又は第5項の期間内に第4項に規定されている書類又は書面を」に改める。

⑤第3項に基づき優先権を主張した者が正当な理由により第4項の期間内に同項による書類又は書面を提出できなかった場合は、その期間の満了日から2か月以内に同項による書類又は書面を特許庁長に提出できる。

第51条の2及び第51条の3をそれぞれ次のように新設する。

第51条の2（優先権主張の補正及び追加）①第51条第1項から第3項までに基づき優先権を主張した者は、デザイン登録出願日から3か月以内に当該優先権主張を補正するか追加することができる。

②第1項に基づき優先権主張を補正するか追加した者に対しては、第51条第4項から第6項までを適用する。

第51条の3（優先権主張期間の延長）①第51条第1項に基づき優先権を主張しようとする者が正当な理由により同条第2項の期間を守れなかった場合にその期間の満了日から2か月以内にデザイン登録出願をしたときは、そのデザイン登録出願に対し優先権を主張できる。

②第1項に基づき優先権を主張した者に対しては、第51条第3項から第6項までを準用する。

第62条第3項第6号中「1年」を「3年」に改める。

第66条第1項に後段を次のように新設し、同条に第6項を次のように新設する。

この場合、職権補正は、第48条第1項による範囲内で行わなければならない。

⑥職権補正が第48条第1項による範囲を超えるか、明らかに間違っていない事項を職権補正した場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

第68条第1項第2号中「第35条第2項・第3項」を「第35条」に改める。

第121条第1項第2号中「第35条第2項・第3項」を「第35条」に改める。

第186条第3項中『第62条によるデザイン登録拒絶決定』を「同項第1号中『第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定（以下「デザイン登録可否決定」という。）』」に、「第62条によるデザイン登録拒絶決定」を「デザイン登録可否決定」に改める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（関連デザイン等に関する適用例） 第35条第1項本文及び第62条第3項の改正規定は、この法律の施行後に関連デザインとして出願したデザイン登録出願から適用する一方、この法律の施行当時に従前の規定により関連デザインとしてデザイン登録が受けられる期間が既に経過した場合は、同じ改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

第3条（新規性喪失の例外等に関する適用例） 第36条及び第50条第2項の改正規定は、この法律の施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

第4条（条約による優先権主張等に関する適用例） 第50条第4項・第5項、第51条第5項・第6項、第51条の2及び第51条の3の改正規定は、この法律の施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

第5条（職権補正等に関する適用例） 第66条第1項及び第6項の改正規定は、この法律の施行後に審査官がした職権補正から適用する。

1－4 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2122331）

議案情報システム（2023.5.26.）

議案番号：2122331

提案日：2023年5月26日

提案者：パク・ビョンソク議員（共に民主党）外12人

提案理由

世界主要国による技術・経済覇権争いが激しくなっている中、国益と安全保障に向けた自国企業に対する外国人投資への規制が速やかに新設されている。

このような自国の主要産業技術保有企業に対する外国人投資への規制のほかに、当該技術を有している企業のコア人材に対する海外流出防止策づくりも国・経済の安全保障上中心政策課題の一つである。

しかし、現行法には、国家コア技術の流出を防止するために当該技術を保有・管理する機関の長に国家コア技術を扱う専門人材の転職管理及び秘密保持等に関する契約を締結させること以外の適当な流出防止策が設けられていないことから、国家コア技術保有機関におけるコア人材の海外流出が懸念されている。

そのため、国家コア技術を扱う専門人材に対しては、国の管理と支援制度を導入することで、優れた技術人材に対する国の保護を強化しようとするものである。

また、産業技術及び国家コア技術を流出させる目的に紹介・斡旋・誘引するいわゆるブローカー行為を侵害行為の一つとして追加するとともに、海外技術流出犯罪の成立を「目的犯」から「故意犯」に変更して処罰規定を強化し、実効性を高めようとするものである。

主要内容

- イ. 産業技術保護委員会の審議事項に国家コア技術関連専門人材等の指定に関する事項を追加する（案第7条第4号の2新設）。
- ロ. 国家コア技術を保有・管理している対象機関の長が産業通商資源部長官に国家コア技術を扱う補職と専門人材の指定を要請できるようにする（案第10条第2項新設）。
- ハ. 政府は、指定された専門人材の長期勤続と経歴開発、国内活用等を促すための支援策を設けなければならない、それに必要な費用を支援できる（案第10条第3項新設）。
- ニ. 専門人材の指定を受けた国家コア技術を保有・管理している対象機関の長は、専門人材に対し、海外同種同業への転職制限及びその期間等が含まれた契約を締結できるようにする（案第10条第4項新設）。
- ホ. 国家コア技術を保有・管理している対象機関の長は、当該専門人材の同意等がある場合は、産業通商資源部長官に当該専門人材の出入国情報の提供を申請でき、産業通商資源部長官は、法務部長官に当該専門人材の出入国情報の提供を要請してそれを当該機関に提供できるようにする（案第10条第5項及び第6項新設）。
- ヘ. 産業技術及び国家コア技術を流出又は侵害するための目的として紹介や斡旋、誘引する行為を侵害行為とみなして処罰する（案第14条第9号新設）。
- ト. 目的犯と規定されている産業技術及び国家コア技術の流出犯罪を、その水準を強化し、故意犯の処罰規定に変更する（案第36条第1項及び第2項）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第7条第1項に第4号の2を次のように新設する。

4の2. 第10条による国家コア技術関連専門人材等の指定に関する事項

第10条第2項を次のように改め、同条第3項を第7項とし、同条に第3項から第6項まで及び第8項をそれぞれ次のように新設する。

②国家コア技術を保有・管理している対象機関の長は、産業通商資源部長官に国家コア技術を扱う補職と専門人材（以下「専門人材等」という。）の指定を要請できる。この場合、産業通商資源部長官は、委員会の審議を経て専門人材等を指定できる。

③政府は、第2項により指定された専門人材等の長期勤続と経歴開発、国内活用等を促すための支援策を設けなければならない、それに必要な費用の一部を支援できる。

④第2項により専門人材等の指定を受けた国家コア技術を保有・管理している対象機関の長は、専門人材等に対し、次の各号の事項が含まれた契約を締結できる。

1. 海外同種同業への転職制限及びその期間
2. 国家コア技術関連秘密流出の防止
3. 退職後再就職の情報提供等、その他大統領令で定める事項

⑤第2項により専門人材等の指定を受けた国家コア技術を保有・管理している対象機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合、産業通商資源部長官に当該専門人材の出入国情報の提供を申請できる。

1. 国家コア技術専門人材の同意がある場合
2. 国家コア技術の海外流出が深刻に懸念される場合
3. その他、国家コア技術の海外流出を防止するために大統領令で定められている場合

⑥産業通商資源部長官は、第5項に基づく申請をした者に提供するために、法務部長官に当該専門人材の出入国情報の提供を要請できる。この場合、法務部長官は、特別な理由がなければ当該情報を提供しなければならない。

⑧第2項による専門人材等の指定手続、第4項による契約等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第14条に第9号を次のように新設する。

9. 第1号から第3号まで、第5号、第6号、第6号の2又は第6号の3に該当する行為を紹介・斡旋するか誘引する行為

第36条第1項前段中「使用させる目的で」を「使用されることを知っていながらも」に改め、同条第2項中「使用させる目的で」を「使用されることを知っていながらも」とする。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

関連デザイン出願期間の拡大 (1年→3年) 等、権利者保護を強化する

韓国特許庁は、関連デザイン出願期間の拡大と新規性喪失の例外主張適用の拡大、優先権主張の要件緩和に向けたデザイン保護法の一部改正案が5月25日木曜日に国会本会議を通過 (※) したと発表した。

※改正案は、公布後6か月が経過した日から施行する

【改正対象制度】

1. 関連デザイン

本人の先行デザインと類似したデザインに対しては、新規性違反および先願主義違反により拒絶決定されずに登録を可能とする制度

2. 新規性喪失の例外

出願前に公開されたデザインは新しいデザインでないとの理由 (新規性喪失) により登録が拒否されることがあるが、公開から12か月が経過していない本人のデザインに対しては、例外として登録が受けられる制度

3. 優先権主張

A国に先に出願したデザインを根拠に、B国に6か月以内に同一のデザインを出願する場合、A国の出願日に出願したものとみなす制度

【関連デザイン出願期間の拡大 (1年→3年)】

(改正後) 関連デザインの出願期間を1年から3年に延長することで、企業のブランドおよびイメージの構築に貢献し、競争力のあるデザインの保護を強化するようにした。

(改正前) 企業は、製品を発売した後、市場の反応が良ければデザインを一部変形した後続製品を着実に開発し販売しているが、後続製品のデザインを関連デザインとして出願できる期間が最初に出願したデザインの出願日から1年以内に制限されていた。これにより、画期的なデザイン企業がデザインの権利範囲を拡大し、持続的に模倣や侵害を防止する上で限界があった。

【新規性喪失の例外主張適用の拡大】

新規性喪失の例外に対する書類提出の時期および期限を規定する手続的条項を削除することで、権利者がより容易に新規性喪失の例外を適用されるように改善した。

【優先権主張の要件緩和】

正当な事由により期間（出願日から6か月）内に優先権を主張できない場合、2か月の期間を追加で付与し、優先権主張の追加手続きを設ける等規定を改善することで、権利者の権益を図った。

特許庁長は、「関連デザイン出願期間の拡大により企業のデザイン経営を支援することで企業のイノベーションと競争力強化に貢献し、新規性喪失の例外主張適用の拡大および優先権主張手続規定の改善により主要国の法制と調和し、正当な権利者の保護が強化されると期待される」と述べた。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、産業財産権関連人工知能「チャットボット相談」サービスを改善する

韓国特許庁（2023.5.17.）

特許「チャットボット相談」、より便利になります！

- 出願人 A さんは、特許出願費用が気になってチャット相談サービスを通じてカウンセラーに問い合わせようとしたが、勤務時間（平日午前9時～午後6時）が過ぎて相談ができなかった。しかし、チャット相談ウィンドウに表示されているチャットボット相談アドレスからチャットボット相談にアクセスし、気になる点を問い合わせることで解決することができた
- 出願人 B さんは、特許路ウェブサイトでも電子出願をしていたところ、気になる場所があつてメイン画面上部にある「チャットボット相談」のアクセスボタンをクリックしてチャットボット相談にアクセスし、疑問をすぐに解決して電子出願を完了した

特許、実用新案、商標、デザイン等産業財産権に関する相談が必要な国民は、改善されたチャットボット相談サービスを通じて、今後、より簡単かつ迅速に相談を受けることができるようになる。

韓国特許庁は、チャットボット相談運営1周年（2023年5月17日）を迎え、増えつつあるチャットボット相談への需要に対応し、ユーザーの利用アクセスや利便性を高めるために、改善されたサービスを提供すると発表した。

特許庁は、産業財産権出願の増加に伴い、昨年5月から国民向け特許相談サービスの効率性を高めるため、行政安全部と協力して「チャットボット相談」サービス（365日24時間サービス）を提供している。

サービスの開始以来チャットボット相談件数（※）は着実に増えており、相談件数全体のうちチャットボットを利用した相談の割合（※※）も持続的に増加していることがわかった。

※チャットボット相談（件）：（2022年第二四半期）5,694→（2022年第三四半期）9,934→（2022年第四四半期）10,740→（2023年第一四半期）11,733

※※全体相談（電話、チャットボット、チャットなど）のうちチャットボット相談の割合（2022年第二四半期）6.6%→（2022年第三四半期）7.9%→（2022年第四四半期）8.1%→（2023年第一四半期）8.3%

主な改善内容は、チャットボット相談アクセス経路の拡大、チャットボットとチャット相談間相互アクセスインターネットアドレスの提供、質疑応答データベースの随時現行化およびリアルタイムでの未回答・誤答情報収集の強化などである。

具体的には、まず、チャットボット相談サービスへのアクセスボタンを従来の2か所（特許顧客相談センター、国民秘書ウェブサイト）から5か所（特許庁、特許路、KIPRISウェブサイト追加）に拡大し、ユーザーのアクセスを強化する。また、チャットボット相談とチャット相談（※）間で相互アクセスインターネットアドレスを提供し、両相談間相互補完作用（※※）を通じてユーザーの便宜を図る予定である。さらに、法・制度改正事項の反映およびユーザー意見の聴取を通じて質疑応答データベースを随時現行化することにより、情報の適時性を確保する。これとともに、専門性の高いカウンセラーがリアルタイムで未回答・誤答の相談内容を収集し、学習資料を補完することで、チャットボット相談のサービス品質を一層向上させる予定である。

※チャット相談：勤務時間中にユーザーとカウンセラー間のチャットを通じてリアルタイムで行われる相談

※※チャットボット相談中により正確かつ詳細な相談を希望する場合、チャット相談を通じて相談することができ、勤務時間終了のためチャット相談ができない場合は、チャットボット相談から相談できる

特許庁は、チャットボットユーザーの意見が積極的に反映されるよう、行政安全部との協力を一層強化し、ユーザー中心のチャットボット相談サービスの提供およびサービス改善を継続して推進する予定である。

特許庁の産業財産情報局長は、「これからも国民がより簡単で便利に産業財産権の相談ができるよう、チャットボット相談サービスの機能を持続的に改善し、回答率および回答精度を向上させることで、人工知能時代にふさわしい特許相談サービスを提供する予定だ」と述べた。

イノベーション環境の変化と知的財産政策について討論する

韓国特許庁は、国際商標協会 (INTA) 年次総会 (2023 年 5 月 16 日～5 月 20 日) の付属イベントとして 5 月 17 日水曜日 9 時 (現地時間)、シンガポールで開催された討議に参加し、アジアの特許庁長ら (※) と「アジアにおける知的財産の未来」について話し合った。

※ラオス、シンガポール、インド、フィリピンの特許庁長、中国特許庁次長

国際商標協会 (INTA) 年次総会 : 国際商標協会 (INTA) が毎年開催する商標分野最大規模の民間会議として、世界各国から約 1 万人の産・官・学主要関係者が参加して商標分野最新の論点および動向に関する情報を収集し、人的ネットワークを形成するイベント

今回の討議は、Daren Tang 世界知的所有権機関 (WIPO) 事務総長が司会を務め、韓国特許庁の商標デザイン審査局長とラオス、シンガポール、インド、フィリピンの特許庁長、中国特許庁次長が討論者として出席し「アジアにおける知的財産の未来」について意見を交わした。

特許庁の商標デザイン審査局長は、韓国のイノベーション環境の変化を紹介し、それに積極的に対応するための韓国特許庁の知的財産政策の推進内容を説明した。

WIPO の Daren Tang 事務総長は、イノベーションの中心地として浮上しているアジア地域の最近の変化を紹介しながら、知的財産制度がイノベーションエコシステムの構築に大きく貢献できるよう、アジア地域の特許庁だけでなく、世界中の特許庁が重要な役割を果たさなければならないと強調した。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「アジア地域で人工知能やモノのインターネット (IoT) など最近のイノベーション環境の変化を効果的に後押しできる知的財産制度を設けるのが重要だ」とし、「そのために、韓国特許庁は、アジア地域のイノベーション先導機関 (※) として他のアジア特許庁はもちろん、国際商標協会 (INTA) などの民間機関と積極的に協力していきたい」と述べた。

※2021 と 2022 年 2 年連続 WIPO グローバルイノベーション指数でアジア地域 1 位

2-3 新任の特許審判院長にパク・ジョンジュ主席審判長を任命

韓国特許庁（2023. 5. 19.）

新任の特許審判院長にパク・ジョンジュ（56歳）特許審判院首席審判長が5月19日金曜日に昇進任命された。

パク院長は、1997年に特許庁で公職を始め、民間経歴特別採用（博士特別採用、技術職）出身としては初めて特許審査企画課長や運営支援課長などの課長級要職を経ており、局長への昇進後も特許審査企画局長、情報顧客支援局長、特許審判院首席審判長など、特許行政全般の要職を歴任した。

第四次産業革命を支えるデジタル融合審査局の新設、特許データの構築および活用に向けた特許行政情報システムの高度化、誰でも容易に特許出願できるオンライン電子出願環境の構築、内部職員と実質的にコミュニケーションするための「特許審査官協議体」の運営など、主要な成果を遂げた。

今回の任命により、パク院長は、民間経歴博士特別採用出身初の特許審判院長という修飾語も得るようになった。専門性に基ついた積極的な業務推進能力を認められた結果という評価である。

性格は気さくな方であるが、業務面では専門的知見と幅広い経験を基に強い推進力とリーダーシップを発揮すると言われている。

2-4 「国民安全発明チャレンジ」のアイデアを受け付ける

韓国特許庁（2023. 5. 22.）

安全分野の問題を解決する国民のアイデアを探しています！

韓国特許庁は、「国民安全発明チャレンジ」の国民部門を通じて、関税庁、警察庁、消防庁、海洋警察庁等4庁と関連する安全分野の問題を解決する国民のアイデアを5月22日月曜日から7月21日金曜日まで受け付ける。

「国民安全発明チャレンジ」は、特許庁と安全分野を担当する関税庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁が共に災害・災難や事件・事故現場などで国民の安全を守ってくれる技術を見つけ出すために開催される公募展である。

昨年までは公務員のみを対象に運営してきたが、今年からは各庁別の現場での隘路を課題として提示し、それを解決する国民のアイデアを公募する国民部門を新設して運営する。

個人またはチームで参加可能であり、関税庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁の課題確認とアイデア提案は特許庁のアイデア取引プラットフォーム「アイデア路 (www. idearo. kr)」からできる。

【2023 国民安全発明チャレンジ国民部門の庁別課題】

関税庁：麻薬の国内密輸を阻止するためのアイデア)

警察庁：先行的に国民の安全を確保するための生活の中の犯罪予防アイデア

消防庁：火災現場で消防隊員の安全を確保するためのアイデア

海洋警察庁：海洋事故（干潟、海上墜落、溺水事故など）の予防または救助のためのアイデア

※それぞれ最優秀 50 万ウォン、優秀 30 万ウォンの賞金あり

各分野の専門家審査を通じて選ばれたアイデアは、現場および知的財産の専門家などと共に具体化し、各庁で活用および現場に適用する予定である。最終選定された国民のアイデアに対する授賞は、公務員部門の国民安全発明チャレンジと一緒に 11～12 月中に行われる計画である。

【2023 国民安全発明チャレンジ国民部門の推進の流れ（案）】

アイデア公募（アイデアの募集および受け付け、5～7 月）→アイデア審査（①基礎・書類審査②先行技術調査、7～8 月）→アイデア価値向上（①アイデアのメンタリング②発表資料の制作、8～9 月）→最終審査（順位決定、9 月）→授賞（授賞式の開催、11～12 月）

一方、2023 国民安全発明チャレンジに関する詳細は、韓国発明進興会発明振興室（電話 02-3459-2809、2728）に問い合わせればよい。

2-5 韓国特許庁、IP スタートアップの日の創業投資ネットワークを開催

韓国特許庁（2023. 5. 23.）

IP スタートアップのためのコミュニケーションと協力の場が開かれる

韓国特許庁は、知的財産ベースの優秀創業者と投資家とのコミュニケーションの場を開く「IP（知的財産）スタートアップの日」を5月25日木曜日14時にソウルで開催すると発表した。

昨年に続き今年で2回目を迎えるこのイベントは、約100人の創業者と投資家などが参加し、第1部「創業投資インサイト」と第2部「成長と飛躍」をテーマに行われる。

第1部では、韓国人初の宇宙飛行士候補からスタートアップのA TEAM VENTURESを創業したコ・サン代表とカカオタクシーやタダプレミアムなどを誕生させたVUSのファン・ユニク代表が特別発表者として創業投資戦略と成功事例などの特別講演を行う。

第2部では、特許庁の中老年アイデア事業化支援を通じて成果を上げたカーボンニュートラルベンチャー企業aeonusのホ・ウン代表からの事例発表と、知的財産取引によるスタートアップの成長戦略に対するコ・ギョン特許取引専門官の発表が続く。

また、会場内にベンチャーキャピタル協会などの協力機関からの投資・マッチング相談、IP取引相談、IP事業化およびアイデア取引プラットフォーム相談など、相談スペースも併設することで、参加企業にコンサルティングを提供する。

特許庁の産業財産政策局長は、「創業が活性化するには、優秀な知的財産をベースとしたスタートアップと投資家との協力および交流が重要だ」と強調しながら、「投資誘致説明会とネットワーキングイベントがスタートアップによる知的財産の活用と投資につながることを期待する」と述べた。

一方、参加を希望する企業は、現場受付または韓国発明振興会事業化室（02-3459-2796）に問い合わせればよい。

2-6 韓国特許庁、海外技術流出の国際共助捜査体系を構築する

韓国特許庁（2023.5.24.）

第1回諮問会議を通じて国際共助捜査の未来方向性を話し合う

韓国特許庁は、海外への技術流出および知的財産権侵害犯罪に対応するための国際共助捜査体系の構築案を模索する諮問会議を開き、戦略策定に本格的に乗り出す。

特許庁は、5月25日木曜日午前10時、特許庁ソウル事務所で学界・法曹界・捜査分野の専門家をつくる国際共助捜査研究諮問委員団を発足させ、第1回諮問会議を通じて国際共助捜査体系の構築に向けた研究の方向性を設定する計画である。

国家情報院によると、2018年から昨年（2022年）までの5年間、韓国の国家コア技術などが海外に流出して発生した被害額は少なくとも25兆ウォンに及ぶ。それにもかかわらず、海外に逃げた犯罪者の所在や海外流出業者の情報を把握する上で限界があり、海外への技術流出および知財権侵害犯罪者の検挙に難航してきた。

これに対応するため、学界・法曹界・捜査分野の専門家と専門家諮問委員団が構成された。第1回諮問会議では、専門家諮問委員団のほか、特許庁技術警察と外部の専門家も参加して知恵をしばる。諮問会議は3つの発表で行われる。

第一に、警察庁国際刑事警察機構（インターポール）国際共助課のチェ・チャンギョ警部が「オンライン著作権侵害対応（Interpol Stop-Online Piracy, I-SOP）プロジェクト」を中心に著作権侵害に対応するための文化体育観光部・国際刑事警察機構・警察庁間の協力事例を共有する。第二に、法律事務所律村のイ・ウォンジェ弁理士がこれまでの海外技術流出犯罪の国際刑事司法共助事例を発表する。第三に、政策研究役務の総責任を引き受ける檀国大学法学科のチェ・ホジン教授が「海外への技術流出および知財権侵害犯罪に対応するための国際共助捜査体系構築に対する研究の方向性」について発表する。

諮問会議から導き出された研究の方向性に沿って深層研究を行い、米国、中国、東南アジアなど主要国の海外捜査共助システムのモニタリング、海外に滞在している犯罪者の所在を把握するためのネットワークの確立、犯罪収益を回収するための捜査手法の導出など、実効的な国際共助捜査体系を構築するための推進戦略および実行計画を策定する。

専門家諮問委員としては、蔚山警察庁安全保障捜査課長の警視、成均館大学科学捜査科の教授、亜洲大学法学専門大学院の教授、仁荷大学法学専門大学院の教授、法律事務所律村の弁護士、延世大学法務大学院の教授、警察庁サイバー捜査局サイバー捜査企画課の警監、国際刑事警察機構国際サイバー犯罪センターの警監などが参加する。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「諮問委員団の発足と政策研究委託業務を通じて、ますます深刻化している海外への技術流出および知財権侵害犯罪に一層徹底して対応できる具体案を設けるきっかけになることを期待する」とし、韓国最高の知財権犯罪専担捜査機関である特許庁や国際刑事警察機構、米国国土安全保障捜査局（HIS）などの国際捜査

機関間で有機的な国際共助体系が設けられるよう持続的に取り組んでいく予定だ」と述べた。

2-7 韓国特許庁、IP-R&D 戦略支援事業の優秀企業との現場懇談会を開催する

韓国特許庁（2023. 5. 25.）

半導体コア装置の国産化に成功…特許庁がリードする

「特許庁の 2022 年 IP-R&D 戦略支援事業に参加し、コア・基礎特許を先取りすることができた。特許ビッグデータ分析を通じて半導体コア装置を国産化するのに大きく役立った」 Eugene Technology の代表は特許庁との現場懇談会でこのように強調した。

韓国特許庁は 5 月 25 日木曜日 15 時、IP-R&D（特許ベース研究開発）戦略支援事業に参加して半導体装置の国産化に成功した Eugene Technology を訪問し、企業の知的財産現場の隘路を積極的に聴取してそれを政策に反映していくことを明らかにした。

企業現場の訪問は、尹政権発足 1 周年を迎え、国政課題（※）の一環として推進中の「IP-R&D 戦略支援事業」の成果をモニタリングし、効果的な半導体分野支援の方向性を模索するために設けられた。

※関連国政課題：22-3 産業技術 R&D での自主性・効率性の強化、22-6 知的財産保護体系の確立化、24 半導体・AI・バッテリーなど未来戦略産業での超格差の確保

【IP-R&D（特許ベース研究開発）戦略支援事業】

研究開発の初期段階で世界中の特許情報を分析することで、

- ①企業の当面の問題を解決できる最適な R&D（研究開発）の方向性を設定し、
- ②海外必須特許を克服するとともに
- ③特許技術の空白エリアに対する有望特許の先取りなどを支援する

【Eugene Technology の IP-R&D 戦略支援事業参加の成果】

特許庁長が 5 月 25 日に訪問した Eugene Technology は、特許庁の IP-R&D 戦略支援事業に参加し深層特許分析によりコア部品の構造に対する設計アイデアを得て、装置の性能改善に向けた研究開発の方向性と紛争予防戦略を同時に支援された。それを基に特許紛争のおそれがない技術を開発して薄膜工程装置分野の優秀特許 10 件を確保し、外国が独占していた「原子層堆積装置（※）」の国産化に成功した。その結果、国内外のグローバル半導体企業に IP-R&D 戦略が適用された装置を納品し、グローバル市場への進出に向けた成長基盤をつくった。

※大面積の均一な成膜が可能な半導体微細工程のコア装置

特許庁長は、生産施設や製品展示室などを見学し、企業の技術開発に反映された特許庁事業の具体的な成果を確認し、現場の隘路を聴取してから特許庁の支援施策を共有した。

企業側は、IP-R&D 戦略支援事業が技術の習得とコア・基礎特許の確保に実質的に役立ったとし、より多くの企業が支援を受けられることを願った。また、海外市場に進出するには、特許戦略だけでなく、商標・デザイン・サービス観点の海外事業化戦略も重要だとの意見を伝えた。

特許庁は、関連政府機関と協力して IP-R&D への支援を拡大する一方、IP-R&D の普及に向けたインフラを構築し、海外進出時に特許だけでなく商標・デザイン・サービス戦略を一緒に提供する IP（知的財産）融合戦略を支援することを明らかにした。また、特許庁の半導体産業支援政策（※）を共有し、半導体業界とのコミュニケーションを通じて韓国企業に必要な政策を引き続き掘り出し、拡大していくと述べた。

※半導体特許優先審査（2022. 11）、半導体専門審査官の採用（2023. 3）、半導体専担審査局の発足（2023. 4）など

【IP-R&D 戦略支援事業のこの1年間の成果】

特許庁の IP-R&D 戦略支援事業は、この1年間、435 億ウォンの予算で中小・中堅企業、大学・公共研究機関に 713 の課題を通じてオンデマンド特許戦略を提供することで、R&D（研究開発）成果の向上およびコア特許の確保を支援した。IP-R&D 支援企業は、非支援企業に比べて特許の量的・質的水準が格段に高く、優秀特許の割合は 1.4 倍、米国・欧州・日本など海外主要国に出願した特許率も 2.5 倍に及ぶ。また、特許移転率（1.2 倍）および契約 1 件当たりの技術料（3.7 倍）などの活用成果も優れていることがわかった。

特許庁長は、「IP-R&Dこそ特許網に対する不確実性をなくし、高品質の薄膜工程装置を素早く国産化したカギだ」とし、「特許庁は、これから次世代半導体を含む国家戦略技術の確保およびコア特許の先取りに向けて、IP-R&D への支援を拡大していきたい」と述べた。

2-8 「特許情報検索および電子出願教育」への申し込みを受け付ける

韓国特許庁（2023. 5. 30.）

訪問型の特許情報検索・電子出願教育を実施します

韓国特許庁は、特許予備出願人のために無料で行われる「特許情報検索および電子出願教育」と「知的財産権招待教育」に参加する申込者を募集すると発表した。

【特許情報検索および電子出願の無料教育】

「特許情報検索および電子出願教育」は、学校、中小企業、公共機関等 5 人以上の団体を対象に参加機関の特性に合わせて実習を中心に行う教育プログラムである。教育は、知的財産権入門、特許情報検索、電子出願などの科目が予定されている。参加機関は教育申込時に 2 科目を選択でき、教育日程は希望する日付を選択できる。教育参加者が 10 人以上の場合は、専門講師が現場を訪問して教育を行い、参加機関が希望する場合、非対面教育方式を選択できる。参加者 5 人～10 人未満の団体教育は非対面で行われる予定である。

※「特許情報検索および電子出願教育」の申込期間：2023 年 6 月 7 日水曜日～7 月 7 日金曜日

【知的財産権の無料招待教育】

「知的財産権招待教育」は、個人と 5 人未満の小企業向けオンライン基礎教育プログラムである。教育内容は KIPRIS を活用した情報検索やソフトウェアを活用した電子出願などであり、6 月 16 日金曜日にオンラインテレビ会議のイウムマダン（つながり広場）を通じてリアルタイムで行われる。知的財産権の無料招待教育は先着順で 100 人まで申込者を募集し、8 月、10 月、12 月にも予定されている。

※「知的財産権招待教育」の申込期間：2023 年 5 月 29 日月曜日～2023 年 6 月 14 日水曜日

特許庁の産業財産情報局長は、「電子出願を控えている小資本起業家や起業準備者などのために基礎から実習中心の教育まで用意されているので、多くの方々が申し込んで実際の出願と権利確保までつながることを願う」とし、「これからも教育課程の強化・多様化など、積極行政を通じて韓国の産業財産を保護し、成長させていきたい」と伝えた。

一方、詳細は、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）や KIPRIS（www.kipris.or.kr）などから確認することができ、韓国特許情報院出願支援教育室（02-6915-1551）に電話で問い合わせることもできる。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、新規協力課題として「メタバースにおける商標」を提案

韓国特許庁（2023. 5. 16.）

韓国特許庁、商標分野 TM5 の会合を開催

韓国特許庁は、5月15日（月曜日）10時から17時（現地時間）までシンガポールで、韓国が議長国を務め「商標先進五庁（TM5）（※）中間会合」を開催し、商標分野の主要懸案について話し合ったと発表した。

※TM5 (Trade Mark 5) : 2012年に発足した商標分野の主要五庁（韓国・米国・日本・中国・EU）の協議体

商標先進五庁（TM5）会合：世界中の商標出願の60%以上を占める5つの特許庁が商標分野の国際規範の形成および調和に向けて各国の政策方向を議論し、協力事項を確認する会合である

韓国は2018年以降5年ぶりに2023年TM5会合の議長国に選定され、議長国として今回の会合を皮切りにTM5実務会合（6月15日～16日）、TM5年次総会（9月11日～12日）まで計3回にわたって会合を開催する予定である。

今回の会合には五庁と世界知的所有権機関（WIPO）が参加し、商標侵害に対する意識向上案、悪意の出願の防止案等15の協力課題の進行状況を確認し、新規協力課題に対する各国の意見を共有した。特に、韓国特許庁は、「メタバース」関連商標出願の増加ぶりを踏まえ、「メタバースにおける商標に関する研究」を新規協力課題として提案した。

また、特許庁は、商標分野最大の民間協会である国際商標協会（INTA）の年次総会（5月16日～20日）期間中、シンガポールでTM5商標ユーザーセミナー（5月17日）を開催し、韓国商標制度広報ブースを運営する。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「メタバースにおける商標の使用や国境を越えての商標権侵害など、商標分野の新しい問題が台頭している時期に韓国がTM5の議長国を務めるのは意義深いことだ」とし、「9月のTM5年次総会まで成功裏に開催することで、商標分野国際規範の先導国としての地位を強固にしたい」と述べた。

その他一般

5-1 自動運転の精密地図、特許出願伸び率で韓国が世界2位

韓国特許庁（2023.5.22.）

この5年間自動運転用精密地図の出願伸び率、韓国が51.2%と2位

- 一般車の運転時にナビゲーションを活用すれば道を探しやすくなるように、地図を活用すれば自動運転車も運転が上達する。自動運転用地図は、一般地図より精密な25センチ以内の精度で製作され、車が道路上でどの車線にあるのか、道路の高低がどうなのかを教えてくれる。これを活用すれば、自動運転の安全性と運転効率が高まると期待される
- 自動運転用精密地図の市場規模は2021年14億ドルから毎年31.7%ずつ成長し、2030年には169億ドルに上ると予測(※)されている。これを受け、自動運転用精密地図の技術開発が盛んになっていることがわかった

※MARKETSANDMARKETS, “HD Map for Autonomous Vehicles Market”, 2021.07.

安全な自動運転に必要な自動運転精密地図分野の特許出願が盛んになっている中、韓国の出願伸び率が世界2位に上り、急成長を遂げている。

韓国特許庁が主要国特許庁(IP5:韓国、米国、中国、EU、日本)に出願された世界中の特許を分析した結果、この5年間で出願量が年平均21.1%ずつ急速に成長し、2.2倍増加(2016年85件→2020年183件)したことが明らかになった。

【国籍別特許出願の動向】

出願人の国籍を見ると、米国(1位)が36%(239件)と最も多く出願しており、中国(2位)17.8%(118件)、韓国(3位)15.1%(100件)、イスラエル(4位)13.4%(89件)、日本(5位)12.2%(81件)の順である。年平均伸び率は中国(86.1%)が最も高く、韓国は年平均51.2%と2位に上っており、次いで米国(43.6%)、日本(13.6%)、イスラエル(-22.3%)の順である。

【主要な出願人】

主要な出願人としては、カメラおよび人工知能ベースの自動運転技術を有している1位のMOBILEYE(13.3%、88件)が最多出願人となっており、2位STATE FARM(7.5%、50件)、3位百度(7.2%、48件)、4位DEEPMAP(5.1%、34件)、5位トヨタ(4.1%、27件)などが後に続いている。韓国出願人としては、8位の現代自動車(2.6%、17件)が8位で10位圏に名を連ねており、15位の電子通信研究院およびサムスン(各1.4%、9件)、22位のSTRADVISIONおよびNew Vision Networks(各0.8%、5件)などが多出願人となっている。電装部品メーカー(MOBILEYE)や伝統的な自動車メーカー(現代自動車)だけでなく、保険(STATE FARM)、IT(百度、UBER)など、さまざまな分野の企業が含まれており、安全な自動運転に向けて多様な分野の技術が融合していることが確認できる。

【出願人の類型】

出願人の類型を見ると、全体的には企業の出願が 93.1%と多数を占めているが、韓国の場合、企業の出願が 75%とやや低く、公共分野の出願比が 16%と高いのが特徴である。

特許庁の自動運転審査課長は、「より安全な自動運転のために精密地図の必要性が高まり、周辺環境を感知するセンサーとそれを認識する人工知能を活用して精密地図を構築する技術が最近浮上している」とし、「自動運転時代をリードする人物が現れるよう、高品質の審査だけでなく、関連特許情報を持続的に提供していきたい」と述べた。

一方、自動運転用精密地図に関する特許分析資料は、特許ビッグデータセンター (<https://biz.kista.re.kr/pbcenter/portal/p/#!/>) から誰でも申請してダウンロードできる。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム